

## 旭川市補助金一覧(事業者向け)

※1 令和6年4月1日時点の情報です。今後変更となる場合があります。

※2 この補助金一覧は、旭川市にどのような補助金があるか(特定の団体等への補助金を除く。)を一目でわかるように作成しているものです。詳細は、担当課のホームページをご覧ください。

No.	補助金名	内 容	対象者	担当課	電話番号
			募集時期	HP詳細ページ	
1	優良建築物等整備事業補助金	所定地区内で優良建築物等の整備をする事業者等に対し、建設工事費の一部を助成します。	所定地区内で優良建築物等の整備をする事業者	都市計画課	0166-25-9704
			適時	<a href="https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/700/735/747/750/p007787.html">https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/700/735/747/750/p007787.html</a>	
2	旭川市都市機能施設誘導促進補助金	所定区域内で都市機能施設の新築等をする事業者等に対し、その新築等に係る工事費の一部を助成します。(上限2,000万円)	所定区域内で都市機能施設の新築等をする事業者	都市計画課	0166-25-9704
			適時	準備中	
3	旭川市ユニバーサルデザインタクシー導入促進補助金	ユニバーサルデザインタクシー車両(UDタクシー)の購入費の一部を補助します。(1台当たり上限10万円)	市内に主たる営業所をもつタクシー事業者	交通空港課	0166-25-9851
			4月1日～11月29日	<a href="https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/522/53902/d072943.html">https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/522/53902/d072943.html</a>	
4	旭川市路線バス乗務員確保対策助成金	移住助成金:旭川市への移住及び就職に要した経費の一部を補助します。 免許取得支援助成金:大型第二種免許取得に係る教習の受講費の一部を助成します。	対象従業者を雇用し、本社が市内にあり、市内を営業区域として現に運行している路線バス事業者	交通空港課	0166-25-9851
			4月1日～3月31日	<a href="https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/452/453/454/d069541.html">https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/452/453/454/d069541.html</a>	
5	社会福祉事業振興補助金	施設や設備の改修・修繕(10万円以上100万円以下のもの)や、備品の購入・修繕(5万円以上50万円以下のもの)にかかる経費の一部を補助します。	社会福祉法第2条に定める社会福祉事業を行っている法人等	福祉保険課	0166-25-6312
			4月15日～5月31日	<a href="https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/548/syougaihukusi/sa-bisu1/p000872.html">https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/548/syougaihukusi/sa-bisu1/p000872.html</a>	
6	結核定期健康診断費補助金	市内の私立学校又は施設の長が実施する結核定期健康診断に係る費用の一部を助成します。	市内私立学校に入学した学生、市内該当施設の65歳以上の入所者	保健予防課	0166-25-9848
			5月1日～6月30日	<a href="https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/548/koureisya/sinseitodokede/d052988.html">https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/548/koureisya/sinseitodokede/d052988.html</a>	
7	旭川市地域エネルギー設備等導入促進事業補助金	市内の事業者が、市内の事業所に再生可能エネルギー設備等を導入する際の設置費用の一部を補助します。	市内に事業所のある事業者	環境総務課	0166-25-5350
			1回目:4月19日～5月31日 2回目:8月19日～9月20日	<a href="https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/271/290/291/p005154.html">https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/271/290/291/p005154.html</a>	

※1 令和6年4月1日時点の情報です。今後変更となる場合があります。

※2 この補助金一覧は、旭川市にどのような補助金があるか（特定の団体等への補助金を除く。）を一目でわかるように作成しているものです。詳細は、担当課のホームページをご覧ください。

No.	補助金名	内 容	対象者	担当課	電話番号
			募集時期	HP詳細ページ	
8	旭川市木質バイオマスストーブ導入促進事業補助金	市内の事業者が、市内の事業所に木質バイオマスストーブを導入する際の設置費用の一部を補助します。	市内に事業所のある事業者	環境総務課	0166-25-5350
			1回目：4月19日～5月31日 2回目：8月19日～9月20日		
9	旭川市中小企業者温室効果ガス排出量可視化支援事業補助金	市内の中小企業者が自社の温室効果ガス排出量を算定・把握するサービスを利用する際に必要となる経費の一部を補助します。	市内に事業所のある中小企業者	環境総務課	0166-25-5350
			4月1日～8月16日		
10	若年者等正規雇用奨励金	国のトライアル雇用助成金を活用後、対象求職者を引き続き正規雇用した事業者に対し、奨励金を支給します。	市内事業者	経済総務課	0166-25-7152
			4月1日～3月31日		
11	旭川市中小企業振興資金融資制度 補助制度	旭川市中小企業振興資金融資制度を利用した市内事業者を対象に、「信用保証料」及び「利子」を補助します。	市内事業者	経済総務課	0166-25-7042
			4月1日～3月31日		
12	旭川市新規開業支援利子補給制度	市内で新たに事業を始めるにあたり、日本政策金融公庫から新規開業者向け融資を利用した事業者を対象に、「利子」を補助します。	市内事業者	経済総務課	0166-25-7042
			4月1日～3月31日		
13	旭川市企業立地促進利子補給制度	市内に工場等を新設するにあたり、日本政策金融公庫から融資を借入れた事業者を対象に、「利子」を補助します。	市内事業者	経済総務課	0166-25-7042
			4月1日～3月31日		
14	旭川市中心市街地出店促進補助金	中心市街地の対象となる施設に出店する事業者（やむを得ない事情がある場合は出店から1年以内の方）に対して家賃の一部を補助します。	中心市街地の対象となる施設に出店する事業者	経済交流課	0166-73-9850
			4月1日～3月31日		
15	旭川ものづくり支援補助金	市内の中小企業者等の新製品・新サービスを展開するために必要な販路開拓に要する費用の一部を補助します。	市内の中小企業者等	産業振興課	0166-65-7047
			4月下旬頃～7月中旬頃		

※1 令和6年4月1日時点の情報です。今後変更となる場合があります。

※2 この補助金一覧は、旭川市にどのような補助金があるか（特定の団体等への補助金を除く。）を一目でわかるように作成しているものです。詳細は、担当課のホームページをご覧ください。

No.	補助金名	内 容	対象者	担当課	電話番号
			募集時期	HP詳細ページ	
16	旭川市スタートアップ支援補助金	市内で起業・創業する事業者の新たな商品・サービスの開発、販路開拓に要する費用の一部を補助します。	市内の中小企業者・個人事業主等	産業振興課	0166-65-7047
			4月下旬頃～7月中旬頃		
17	旭川市工業等振興促進条例に基づく助成金	市内に工場等を新・増設した事業者が一定の雇用の増加等を図った場合、助成金を交付します。（最大2億6千万円）	市内に工場等を新設又は増設する事業者	企業立地課	0166-25-9172
			4月1日～3月31日		
18	IT・デザイン関連企業進出支援補助金	市内に新たに事務所を開設した事業者に対して、経費の一部を助成します。（最大36か月828万円）	市内に新たに事務所を開設するIT事業者等	企業立地課	0166-25-9172
			4月1日～3月31日		
19	スポーツ大会運営費補助金	国際・全国・全道規模のスポーツ大会を運営する経費の一部を補助します。（上限1万5千円～10万円）	スポーツに関する事業を行う団体	スポーツ課	0166-23-1944
			4月1日～3月31日		
20	農畜産物商品開発支援補助金	農業者等が自ら生産した農畜産物を活用した商品の開発に係る経費の一部を補助します。（上限100万円）	市内の農業者ほか	農業振興課	0166-25-7438
			4月1日～5月13日		
21	民有林等活性化推進事業補助金（普及啓発活動支援）	間伐材や未利用木材などの利活用の促進を目的に、市民等を対象とした講習会等を開催する経費の一部を支援します。	市内で過去2年以上の活動実績を有し、責任者、会計、監査が設置されている団体	農林整備課	0166-25-7729
			適時		
22	林業担い手確保・育成支援補助金	林業機械等を導入する経費の一部を補助します。	北海道林業事業体登録制度の登録事業者で市内に本社を有する林業事業体ほか	農林整備課	0166-25-7729
			4月15日～5月17日		
23	林業新規就労者等支援補助金	林業新規就労者等の個人装備品導入や、資格取得などの経費の一部を補助します。	新規就労者等を雇用している、市内に本社を有する林業事業体ほか	農林整備課	0166-25-7729
			適時		

※1 令和6年4月1日時点の情報です。今後変更となる場合があります。

※2 この補助金一覧は、旭川市にどのような補助金があるか（特定の団体等への補助金を除く。）を一目でわかるように作成しているものです。詳細は、担当課のホームページをご覧ください。

No.	補助金名	内 容	対象者	担当課	電話番号
			募集時期	HP詳細ページ	
24	旭川市アスベスト対策事業補助金	建築物の所有者等が露出して吹付けられた建材のアスベスト含有分析調査又は除去等工事を行う場合、その費用の一部を補助します。	補助の対象となる建築物の所有者等	建築指導課	0166-25-8597
			4月下旬～5月下旬	<a href="https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/522/53901/5439008/d058598.html">https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/522/53901/5439008/d058598.html</a>	